

平成25年三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																		
<p>◎予算 (19件) 総務部</p>		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>19 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案74件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>44 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>23 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>97 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	19 件	}	議案74件	条 例	44 件	その他議案	11 件	認 定	- 件	報 告	23 件	提 出	- 件	計	97 件		
		予 算	19 件	}			議案74件													
条 例	44 件																			
その他議案	11 件																			
認 定	- 件																			
報 告	23 件																			
提 出	- 件																			
計	97 件																			
<p>【1】 平成24年度三重県一般会計補正予算(第8号) (国の平成24年度補正予算(第1号))に対応し、防災対策等に係る公共事業等の追加や、各種基金への積立を行うための補正予算 約285億円)</p> <p>【2】 平成24年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (国の平成24年度補正予算(第1号))に対応し、施設の耐震化対策等を行うための補正予算 約8億円)</p> <p>【3】 平成25年度三重県一般会計予算 (予算額 約6,749億円)</p> <p>【4】 平成25年度三重県県債管理特別会計予算 (予算額 約1,618億円)</p> <p>【5】 平成25年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約16億円)</p> <p>【6】 平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約3億円)</p> <p>【7】 平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 (予算額 約10億円)</p> <p>【8】 平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約3億円)</p> <p>【9】 平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約2億円)</p>																				

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【10】 平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約8億円)	
	【11】 平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約3億円)	
	【12】 平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約14億円)	
	【13】 平成25年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約2億円)	
	【14】 平成25年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約120億円)	
	【15】 平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算額 約18億円)	
	【16】 平成25年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約156億円)	
	【17】 平成25年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約101億円)	
	【18】 平成25年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約56億円)	
	【19】 平成25年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約78億円)	

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (44件) 地域連携部	<b>【20】</b> 三重県木曾岬干拓地わん ぱく原っぱ条例案  <b>【21】</b> 三重県国民体育大会運営 基金条例案	<p>県民の心身の健康の増進に寄与するため、三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱの設置及び管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図るものである。            (公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わんぱく原っぱを県民等の利用に供することに関し、行為の制限、使用料、行為の禁止等必要な事項を定める。</li> </ul> <p>第76回国民体育大会の円滑な運営に必要な経費の財源に充てるため、三重県国民体育大会運営基金を設置するものである。            (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</li> </ul>
農林水産部	<b>【22】</b> みえ森と緑の県民税基金条 例案	<p>災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金を設置するものである。            (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</li> </ul>
総務部	<b>【23】</b> みえ森と緑の県民税条例案	<p>県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の<sup>かん</sup>涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものである。            (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人の県民税の税率の特例              均等割の税率は、現行の税率(1,000円(ただし、平成26年度から平成35年度までは1,500円))に1,000円を加算した額とし、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。</li> <li>(2) 法人の県民税の税率の特例              均等割の税率は、現行の税率(20,000円から800,000円まで)に100分の10を乗じて得た額を加算した額とし、平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用する。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【24】 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会福祉法の一部改正等に鑑み、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p>
	<p>【25】 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による老人福祉法の一部改正等に鑑み、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p>
	<p>【26】 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による老人福祉法の一部改正等に鑑み、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p>
	<p>【27】 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正等に鑑み、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p>
	<p>【28】 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正等に鑑み、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【29】</b> 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正等に鑑み、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【30】</b> 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による健康保険法等の一部を改正する法律によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法の一部改正等に鑑み、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【31】</b> 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正等に鑑み、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【32】</b> 三重県新型インフルエンザ等対策本部条例案</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の規定に基づき、三重県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものである。 (法の施行の日から施行)</p>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法 (都道府県対策本部の設置及び所掌事務) 第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。 (条例への委任) 第26条 第22条から前条まで及び第33条第2項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。</p>		

区 分	件 名	概 要
戦略企画部	<p>【33】 三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案</p>	<p>国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非開示情報の類型から、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、国が経営する企業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるものを削る。</li> </ul>
地域連携部	<p>【34】 三重県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 租税特別措置法の規定による所轄税務署長への通知等に係る事務を処理することとする市町に、朝日町を追加する。</li> <li>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正等に伴い、四日市市へ権限移譲される障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令及び障害者自立支援法施行規則に基づく育成医療に係る事務の規定を削る。</li> <li>(3) 農地法に基づく農地転用の許可等の事務を処理することとする市町に、朝日町を追加する。</li> <li>(4) 三重県小規模水道条例及び同条例の施行のための規則に基づく小規模水道の布設及び管理等に係る事務を処理することとする市町に、伊賀市を追加する。</li> <li>(5) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく風致地区内での行為の許可等の事務を処理することとする市町から、伊勢市を削る。</li> <li>(6) その他の規定を整理する。</li> </ol>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
戦略企画部	<p>【35】 三重県統計調査条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、県統計調査に関する規定並びに県統計調査に係る調査票情報の二次利用及び提供に関する規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県統計調査等の定義をより明確にするとともに、県指定統計調査の指定の告示等について定める。</li> <li>(2) 県統計調査に係る調査票情報の二次利用及び提供をすることができる場合を定める。</li> <li>(3) その他規定を整備する。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【36】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成25年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の定数を改正する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事の事務部局 現行：4,385人      改正後：4,375人      増減：△10人</li> <li>監査委員の事務部局 現行： 23人      改正後： 21人      増減：△2人</li> <li>企業庁 現行： 243人      改正後： 241人      増減：△2人</li> <li>病院事業庁 現行： 302人      改正後： 300人      増減：△2人</li> </ul> </li> </ul>
	<p>【37】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月2日付けの給与改定に関する勧告及び報告に鑑み、号給の切替えに伴う経過措置及び宿日直手当の規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給与構造改革における号給の切替えに伴う経過措置を、平成25年度から段階的に引き下げ、平成29年3月31日限り廃止する。</li> <li>(2) 宿日直手当の支給限度額(現行1回につき7,200円)を医師又は歯科医師に限り20,000円とする。</li> </ol>
	<p>【38】 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げを行うものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県職員退職手当支給条例本則の規定に基づき計算した額に乗じる調整率を100分の87(現行100分の104)に引き下げる。</li> <li>(2) (1)の調整率は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては100分の93.5と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては100分の88.25とする。</li> </ol>
	<p>【39】 職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、警察職員を除く職員の救慰金の額等に関する規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察職員を除く職員に支給する救慰金及び見舞金の額についての規定を改める。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【40】</b> 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県自殺対策緊急強化基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 条例の有効期限を平成25年3月31日から平成26年3月31日まで延長する。</p>
	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 三重県自殺対策緊急強化基金の概要 国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を強化するため、設置されている。</p>	
	<p><b>【41】</b> 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 条例の有効期限を平成25年12月31日から平成26年12月31日まで延長する。</p>
	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要 国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、設置されている。</p>	
	<p><b>【42】</b> 三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 条例の有効期限を平成25年12月31日から平成26年12月31日まで延長する。</p>
	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金の概要 国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善等を図るため、設置されている。</p>	
	<p><b>【43】</b> 三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 条例の有効期限を平成25年3月31日から平成26年3月31日まで延長する。</p>
	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の概要 国から交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、地震又は火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安心及び安全を確保するため、社会福祉施設等の耐震化整備を行うこと及び消防法施行令の一部改正によりスプリンクラー設置が義務付けられた社会福祉施設等へのスプリンクラー整備を行うことを目的に設置されている。</p>	

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【44】 三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県医療施設耐震化臨時特例基金の対象となる事業の採択期限を延長するため、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 基金の対象となる事業の採択期限を平成25年3月31日から平成26年3月31日まで延長する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 三重県医療施設耐震化臨時特例基金の概要 国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金により、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、設置されている。</p>
環境生活部	<p>【45】 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県消費者行政活性化基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 条例の有効期限を、平成25年3月31日から平成26年3月31日まで延長する。 (2) 地方消費者行政活性化交付金又は住民生活に光をそそぐ交付金を国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 消費者行政活性化基金の概要 国から交付される地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金により、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、設置されている。</p>
雇用経済部	<p>【46】 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 条例の有効期限を平成26年3月31日から平成27年3月31日まで延長する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の概要 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出することを目的に、平成20年度に各都道府県に交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として設置されている。</p>
農林水産部	<p>【47】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、家畜商講習手数料についての規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 家畜商講習手数料を追加する。 (2) 家畜商講習手数料の金額を「2,900円」から「3,400円」に改める。 (3) 三重県家畜商講習会手数料条例を廃止する。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【48】 三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、保健所手数料についての規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 次の手数料については、既に事務を廃止しているため廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 一般健康診断及び予防接種の手数料</li> <li>イ 診療関係検査料</li> <li>ウ 水等の検査料</li> <li>エ 薬品、食品その他の物件の検査料</li> <li>オ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による健康診査の手数料</li> <li>カ 結核対策に係る健康診断及び予防接種の手数料</li> <li>キ 身体測定検査手数料</li> <li>ク その他の検診、予防接種等の手数料</li> <li>ケ イからエまでに掲げる検査に付随する検査の手数料</li> <li>コ 文書手数料(診断書料に限る。)</li> </ul> <p>(2) その他規定を整備する。</p>
雇用経済部	<p>【49】 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>試験研究機関における試験項目の変更及び試験等に要する費用の増減に伴い試験等の手数料の額を改定するとともに、公益上特に必要がある場合に使用料及び手数料の額の減免を行うことができるよう規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 試験等手数料の項目の新設及び廃止を行う。</p> <p>(2) 手数料の額の改定を行う。</p> <p>(3) 公益上特に必要があるものとして規則で定めるものを、使用料及び手数料の減免の対象とする。</p>
警察本部	<p>【50】 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に鑑み、風俗営業許可申請手数料等についての規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可申請等に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(2) その他規定を整理する。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【51】</b> 三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>要介護認定等に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の審査体制を見直すことに伴い、三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○ 介護保険法 (組織) 第185条 保険審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 3人 (2) 市町村を代表する委員 3人 (3) 公益を代表する委員 3人以上であって政令で定める基準に従い条例で定める員数</p> <p>2 委員は、都道府県知事が任命する。 3 委員は、非常勤とする。</p>		
環境生活部	<p><b>【52】</b> みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、みえ県民交流センターの利用に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ みえ県民交流センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合の利用の単位を1時間とし、併せて利用料金等の上限を定める。</p>
雇用経済部	<p><b>【53】</b> 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による職業能力開発促進法の一部改正等に鑑み、職業能力開発校において行う職業訓練等に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 職業能力開発校以外の施設において行われる教育訓練を、当該職業能力開発校において行う職業訓練とみなすことができる要件を定める。 (2) 職業能力開発校において行う職業訓練の訓練課程に関する基準を定める。 (3) その他規定を整備する。</p>
県土整備部	<p><b>【54】</b> 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、学校の教室等の出入口等に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 出入口を2以上設けなければならない学校の教室(児童又は生徒を収容する室を含む。)については、床面積が40平方メートルを超えるものに限定する。 (2) その他規定を整備する。</p>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○ 建築基準法 (地方公共団体の条例による制限の附加) 第40条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。</p>		

区 分	件 名	概 要																												
教育委員会	<p>【55】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>【56】 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【57】 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>平成25年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校職員の定数を改正する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="742 504 1444 694"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,678人</td> <td>3,641人</td> <td>△37人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,150人</td> <td>1,167人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,137人</td> <td>7,139人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,950人</td> <td>3,962人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,915人</td> <td>15,909人</td> <td>△6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月2日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、号給の切替えに伴う経過措置の規定等を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与構造改革における号給の切替えに伴う経過措置を、平成25年度から段階的に引き下げ、平成29年3月31日限り廃止する。</li> </ul> <p>民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げを行うものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公立学校職員の退職手当に関する条例本則の規定に基づき計算した額に乗じる調整率を100分の87(現行100分の104)に引き下げる。</li> <li>(1)の調整率は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては100分の93.5と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては100分の88.25とする。</li> </ol>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,678人	3,641人	△37人	特別支援学校	1,150人	1,167人	17人	市町立学校	小学校	7,137人	7,139人	2人	中学校	3,950人	3,962人	12人	合計		15,915人	15,909人	△6人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,678人	3,641人	△37人																										
	特別支援学校	1,150人	1,167人	17人																										
市町立学校	小学校	7,137人	7,139人	2人																										
	中学校	3,950人	3,962人	12人																										
合計		15,915人	15,909人	△6人																										
環境生活部	<p>【58】 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県総合文化センターの利用者の利便性の向上を図るため、施設の利用に関する規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>三重県文化会館において県民等の利用に供する施設にワークショップ及び楽屋24を加え、利用時間及び利用料金等の上限を定める。</li> <li>三重県男女共同参画センターにおいて県民等の利用に供する施設にセッションルームを加え、利用時間及び利用料金等の上限を定める。</li> </ol>																												

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【59】 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>青蓮寺発電所及び比奈知発電所の譲渡並びに三重ごみ固形燃料発電所に係る電気の供給先の選定方法の見直しに伴い、規定を整理するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公営企業の経営内容から、譲渡される発電所を削る。 (2) 三重ごみ固形燃料発電所の供給先を、電気供給契約を締結した電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者とする。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、地方公営企業法第4条の規定により条例で定めなければならないとされている。 ○ 地方公営企業法 第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。 ○ 電気事業法 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。 (後略)</p>
	<p>【60】 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案</p>	<p>工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の料金を改定するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>・ 北伊勢工業用水道の基本料金、使用料金及び超過料金の単価を改める。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 地方公営企業の料金のうち地方自治法第225条の使用料に該当する料金に関する事項は、同法第228条第1項の規定により条例で定めなければならないとされている。 ○ 地方自治法 第225条 普通地方公共団体は、(中略) 公の施設の利用につき使用料を徴取することができる。 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(後略)</p>

区 分	件 名	概 要																								
警察本部	<p>【61】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案</p> <p>【62】 警察職員の救慰に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 警察官の定員を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="750 448 1452 660"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>112 人</td> <td>112 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>233 人</td> <td>233 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>1,759 人</td> <td>1,765 人</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>920 人</td> <td>923 人</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,024 人</td> <td>3,033 人</td> <td>9 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例の一斉点検・見直しにより、警察職員の救慰金の額等に関する規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 警察職員に支給する救慰金及び見舞金の額についての規定を改める。 (2) その他規定を整備する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 警察表彰規則に基づく賞じゅつ金制度の概要 警察職員が、危害を加えられ又は災害を被ることを予断できにかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて、危害又は災害を受け、そのため障害の状態になり、又は死亡し、警察勲功章、警察功労章、警察功績章又は賞詞を授与された場合において、警察庁長官が賞じゅつ金を付与することができる制度である。この賞じゅつ金には、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金がある。</p>		現行	改正後	増減	警視	112 人	112 人	0 人	警部	233 人	233 人	0 人	警部補及び巡査部長	1,759 人	1,765 人	6 人	巡査	920 人	923 人	3 人	合 計	3,024 人	3,033 人	9 人
	現行	改正後	増減																							
警視	112 人	112 人	0 人																							
警部	233 人	233 人	0 人																							
警部補及び巡査部長	1,759 人	1,765 人	6 人																							
巡査	920 人	923 人	3 人																							
合 計	3,024 人	3,033 人	9 人																							
県土整備部	<p>【63】 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正により、面積が10ヘクタール以上の風致地区内における建築等の規制に係る権限が市町村に移譲されることに鑑み、三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止するのである。 (平成27年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 都市計画法 (建築等の規制) 第58条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。 2 (略)</p> <p>○ 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 (地方公共団体の条例) 第2条 都市計画法第58条第1項の規定に基づく条例は、面積が10ヘクタール以上の風致地区(2以上の市町村(都の特例区を含む。以下同じ。)の区域にわたるものに限る。以下同じ。)に係るものにあつては都道府県が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村が定めるものとする。</p>																								

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (11件) 総務部	<b>【64】</b> 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 <b>【契約の目的】</b> 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 <b>【契約の始期】</b> 平成25年4月1日 <b>【契約金額】</b> 12,458,250円を上限とする額 <b>【契約の相手方】</b> 田中智司:公認会計士
防災対策部	<b>【65】</b> 防災関係建設事業に対する市町の負担について	平成25年度において県が行う防災関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
農林水産部	<b>【66】</b> 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成25年度において県が行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
	<b>【67】</b> 国営宮川用水第二期土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について	平成7年度から平成24年度までに農林水産省が行った国営宮川用水第二期土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法第90条第9項の規定により、市町の負担金を徴収するものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p><b>【68】</b> 土木関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>平成25年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>
	<p><b>【69】</b> 工事請負契約について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター汚泥棟(土木)建設工事</p> <p>○ 場所 津市白塚町地内 ~ 河芸町影重地内</p> <p>○ 契約金額 550,410,000円</p> <p>○ 契約方法 一般競争入札</p> <p>○ 請負者住所氏名 津市大里睦合町2522番地 藪・北嶋特定建設工事共同企業体 代表者 藪建設株式会社 代表取締役 藪 光仁</p> <p>○ 工事の概要 掘削工 9,900m<sup>3</sup> 躯体工(コンクリート工) 3,542m<sup>3</sup> 既製杭工(φ700mm) L=28~29m 97本</p>
	<p><b>【70】</b> 工事請負契約について</p>	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第3-1工区)管渠工事</p> <p>○ 場所 伊勢市小俣町明野地内</p> <p>○ 契約金額 518,490,000円</p> <p>○ 契約方法 一般競争入札</p> <p>○ 請負者住所氏名 伊勢市浦口町四丁目1番11号 山野・西邦特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔</p> <p>○ 工事の概要 施工延長 L=663m 推進工(φ800mm) L=263m 推進工(φ900mm) L=389m 人孔工 3基 立坑工 2箇所</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p> <p>健康福祉部</p>	<p>【71】 県道の路線廃止について</p> <p>【72】 みえ歯と口腔の健康づくり 基本計画の策定について</p>	<p>道路法第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止するものとする。 ・県道の廃止 小森神川線</p> <p>みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第1項の規定により、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容) みえ歯と口腔の健康づくり基本計画は、次の4章で構成する。 (1)第1章 基本方針 条例に盛り込んだ歯科口腔保健施策を展開することにより、健康格差を縮小し健康寿命の延伸、生活の質の向上をめざすことを示したものである。 (2)第2章 歯と口腔の健康づくりの目標 県民の歯と口腔の健康の向上と、いつでも歯科検診などを受けられる環境の整備をめざす37項目の評価指標を示したものである。 (3)第3章 歯と口腔の健康づくり対策の推進 乳幼児期から高齢期までの各ライフステージごとの現状と課題、施策の方向等を示したものである。 (4)第4章 歯と口腔の健康づくりの推進体制 関係団体等とのネットワークづくり、啓発・情報提供、人材育成などの推進体制の整備を示したものである。</p> <p>(計画の期間) 平成25年度から平成29年度までの5年とする。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定については、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【73】 三重の健康づくり基本計画の策定について</p>	<p>平成13年に三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」を策定し(平成19年に一部改訂)、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできたが、この計画が平成25年3月末で終了することから、新たな計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容) 三重の健康づくり基本計画は、次の4章で構成する。</p> <p>(1)第1章 基本的事項 本計画の性格及び位置付け、基本的な考え方とともに、全体目標を示したものである。</p> <p>(2)第2章 三重県の現状 「ヘルシーピープルみえ・21」の最終評価に基づく本県の健康状態や健康づくりの意識・行動に関わる課題を示したものである。</p> <p>(3)第3章 基本方針および取組 全体目標の達成に向けて四つの取組方針を設定し、それぞれの方針に沿って健康に関する各分野の施策を推進することを示したものである。</p> <p>(4)第4章 計画推進のための取組方針 県の担うべき役割や、関係者に期待される役割を示すとともに、計画の適切な進行管理について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 平成25年度から平成34年度までの10年とする。</p> <p>&lt;参考&gt; 三重の健康づくり基本計画の策定については、三重県健康づくり推進条例第8条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>
総務部	<p>【74】 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について</p>	<p>地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 (平成25年3月31日で事務受託を廃止する団体) 多気学校給食センター管理組合</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (23件) 県土整備部	<b>【75】</b> 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅の原状回復に伴う損害賠償金の支払の請求等の訴え の提起(和解を含む。)を行った。
農林水産部	<b>【76】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成24年2月29日鈴鹿市伊船町地内の市道において発生し た中央農業改良普及センター(専門技術室)に係る自動車による 公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 507,200円
	<b>【77】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成24年11月26日志摩市磯部町恵利原地内の県道伊勢磯 部線において発生した伊勢農林水産商工環境事務所(農政・普 及室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額に ついて和解した。 損害賠償額 406,665円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>【78】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年6月19日桑名市大字蓮花寺地内の市道において発生した桑名建設事務所(用地調整室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 103,256円</p>
	<p>【79】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年8月10日伊勢市勢田町地内の市道において発生した伊勢建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 21,756円</p>
	<p>【80】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年10月24日桑名市明正町地内の国道421号において発生した桑名建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,626円</p>
	<p>【81】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年11月7日桑名市相川町地内の県道桑名四日市線において発生した桑名建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 136,450円</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【82】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年10月2日津市久居井戸山町地内の国道165号において発生した埋蔵文化財センター(調査研究2課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 459,800円</p>
	<p>【83】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年12月7日津市桜橋三丁目地内の駐車場において発生した教育委員会事務局(保健体育課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 164,871円</p>
警察本部	<p>【84】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成22年3月19日鈴鹿市白子三丁目地内の国道23号において発生した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 22,535,661円</p>
	<p>【85】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成22年10月6日四日市市桜町地内の国道306号において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 961,782円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【86】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年8月17日鈴鹿市江島町地内の市道において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 50,820円</p>
	<p>【87】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年9月26日津市片田志袋町地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 103,876円</p>
	<p>【88】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年9月27日伊勢市船江3丁目地内の駐車場において発生した刑事企画課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 196,520円</p>
	<p>【89】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年9月29日津市中央地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 252,000円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【90】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年10月10日津市観音寺町地内の市道において発生した交通機動隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 28,500円</p>
	<p>【91】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年10月20日亀山市布気町地内の国道1号において発生した高速道路交通警察隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 124,863円</p>
	<p>【92】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年10月26日四日市市川島町地内の県道川島貝家線において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 236,700円</p>
	<p>【93】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成24年11月14日鈴鹿市北玉垣町地内の県道四日市鈴鹿環状線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 295,880円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【94】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成24年12月4日伊勢市竹ヶ鼻町地内の国道23号において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 240,000円
県土整備部	【95】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成24年11月10日名張市青蓮寺地内の県道名張曾爾線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 55,020円
健康福祉部	【96】 地方独立行政法人三重県 立総合医療センターの常勤 職員の数について	地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。
雇用経済部	【97】 議会の議決すべき事件以外 の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 首都圏営業拠点の不動産賃貸借契約</p> <p>【履行場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番15号</p> <p>【契約金額】 388,166,590円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番15号 株式会社千足屋総本店 代表取締役社長 大島 博</p> <p>【契約締結の年月日】平成25年1月18日</p> <p>【契約期間】平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで</p>